

別表1 大気汚染に係る管理目標

1 ボイラー

項目	法令基準値	管理目標	測定頻度
ばいじん	0.3 g/m <sup>3</sup> N	0.05 g/m <sup>3</sup> N	2回/年
窒素酸化物	45.7 ppm	30.5 ppm	2回/年

備考 1 排ガス中の酸素濃度は、5%とする。

2 排ガスの測定方法は、大気汚染防止法及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例に定める方法とする。

2 ガスエンジン

項目	法令基準値	管理目標	測定頻度
ばいじん	0.11 g/m <sup>3</sup> N	0.04 g/m <sup>3</sup> N	2回/年
窒素酸化物	90.4 ppm	18 ppm	2回/年

備考 1 排ガス中の酸素濃度は、11.5%とする。

2 排ガスの測定方法は、大気汚染防止法及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例に定める方法とする。

別表2 水質汚濁に係る管理目標

単位 mg/L (※の項目は除く)

項目	法令基準	管理目標	測定頻度
生物化学的酸素要求量(BOD)	600	300	1回/月
全有機炭素(TOC)	—	250	常時
浮遊物質(SS)	600	300	1回/月
水素イオン濃度(pH) ※ (単位は無し)	5~9	5.8~8.6	常時
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	5	2.5	1回/月
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油含有量)	30	15	1回/月
フェノール類	0.5	0.25	1回/月
銅及びその化合物	1	0.5	1回/月
亜鉛及びその化合物	1	0.5	1回/月
鉄及びその化合物(溶解性)	3	1.5	1回/月
マンガン及びその化合物(溶解性)	1	0.5	1回/月
クロム及びその化合物	2	1	1回/月
ニッケル含有量	1	0.5	1回/月
アンモニア性窒素, 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素	380	190	1回/月
沃素消費量	220	110	1回/月
温度 ※ (単位℃)	45	40	常時
カドミウム及びその化合物	0.1	0.05	1回/月
シアン化合物	1	0.5	1回/月
有機燐化合物	0.2	0.1	1回/月
鉛及びその化合物	0.1	0.05	1回/月
六価クロム化合物	0.5	0.25	1回/月
砒素及びその化合物	0.1	0.05	1回/月
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005	0.0025	1回/月
アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと	1回/月
ポリ塩化ビフェニル	0.003	0.0015	1回/月
トリクロロエチレン	0.3	0.15	1回/月
テトラクロロエチレン	0.1	0.05	1回/月
ジクロロメタン	0.2	0.1	1回/月
四塩化炭素	0.02	0.01	1回/月
1,2-ジクロロエタン	0.04	0.02	1回/月
1,1-ジクロロエチレン	0.2	0.1	1回/月
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4	0.2	1回/月
1,1,1-トリクロロエタン	3	1.5	1回/月
1,1,2-トリクロロエタン	0.06	0.03	1回/月
1,3-ジクロロプロペン	0.02	0.01	1回/月
チウラム	0.06	0.03	1回/月
シマジン	0.03	0.015	1回/月
チオベンカルブ	0.2	0.1	1回/月
ベンゼン	0.1	0.05	1回/月
セレン及びその化合物	0.1	0.05	1回/月
ほう素及びその化合物	10	5	1回/月
ふっ素及びその化合物	8	4	1回/月
ダイオキシン類 ※ (単位pg-TEQ/L)	10	5	1回/年

備考 1 測定場所は、最終排水貯留槽とする。

2 測定方法は、下水道法及びダイオキシン類対策特別措置法に定める方法とする。

別表3 騒音に係る管理目標

1 住居系区域 (A, B, C, D)

	管理目標 (dB)				測定頻度
	A	B	C	D	
午前8時から午後6時まで	65	62.5	62.5	62.5	4回/年
午前6時から午前8時まで 及び午後6時から午後11時まで	62.5	60	60	57.5	4回/年
午後11時から午前6時まで	55	52.5	52.5	50	4回/年

備考 1 測定の地点は、研究所の敷地境界線上の地点とする。

2 測定方法は、神奈川県生活環境の保全等に関する条例に定める方法とする。

2 非住居系区域 (E, F, G)

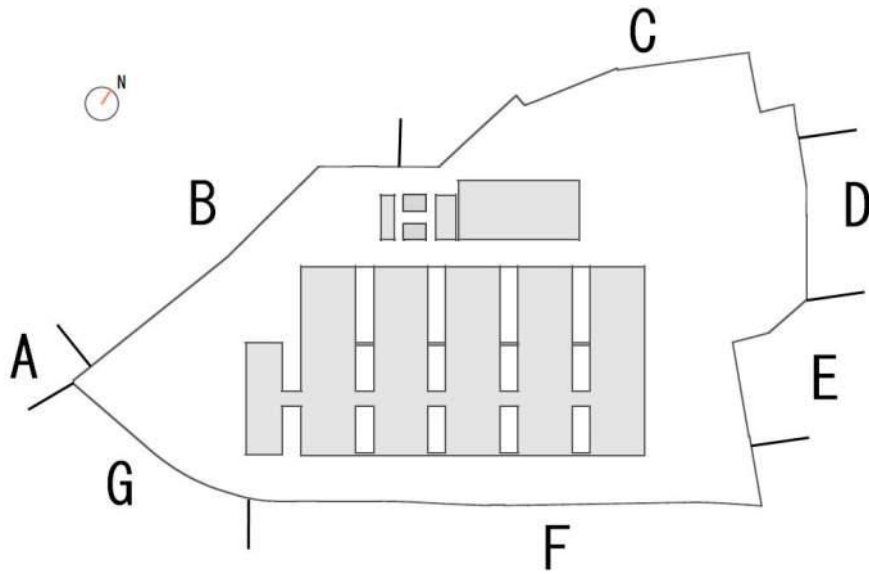
	管理目標 (dB)			測定頻度
	E	F	G	
午前8時から午後6時まで	70	75	70	4回/年
午前6時から午前8時まで 及び午後6時から午後11時まで	65	75	67.5	4回/年
午後11時から午前6時まで	55	65	57.5	4回/年

備考 1 測定の地点は、研究所の敷地境界線上の地点とする。

2 測定方法は、神奈川県生活環境の保全等に関する条例に定める方法とする。

(参考) 法令基準値 (単位: dB)

	A	B	C	D	E	F	G
午前 8 時から午後 6 時まで	65	62.5	70	62.5	70	75	70
午前 6 時から午前 8 時まで 及び午後 6 時から午後 11 時まで	62.5	60	65	57.5	65	75	67.5
午後 11 時から午前 6 時まで	55	52.5	55	50	55	65	57.5



別表4 振動に係る管理目標

1 住居系区域 (A, B, C, D)

	管理目標 (dB)				測定頻度
	A	B	C	D	
午前8時から午後7時まで	65	65	65	65	4回/年
午後7時から午前8時まで	60	60	60	55	4回/年

備考 1 測定の地点は，研究所の敷地境界線上の地点とする。

2 測定方法は，神奈川県生活環境の保全等に関する条例に定める方法とする。

2 非住居系区域 (E, F, G)

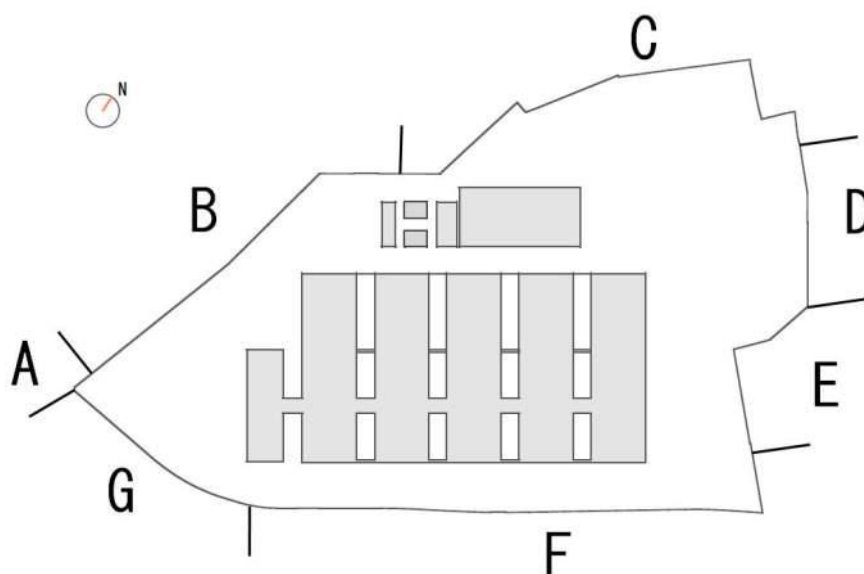
	管理目標 (dB)			測定頻度
	E	F	G	
午前8時から午後7時まで	70	70	65	4回/年
午後7時から午前8時まで	60	65	60	4回/年

備考 1 測定の地点は，研究所の敷地境界線上の地点とする。

2 測定方法は，神奈川県生活環境の保全等に関する条例に定める方法とする。

(参考) 法令基準値 (単位: dB)

	A	B	C	D	E	F	G
午前8時から午後7時まで	65	65	70	65	70	70	65
午後7時から午前8時まで	60	60	60	55	60	65	60



別表5 悪臭に係る管理目標

	法令基準	管理目標	測定頻度
臭気指数	15	10	1回/年

- 備考 1 測定の地点は，研究所の敷地境界線上の地点とする。
- 2 測定方法は，悪臭防止法に定める方法による。